合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３の規則9. に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合するものとする。

一～三　（略）

５～９　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第98条**　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項、第６項及び第７項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～十四　（略）

（削除）

２　（略）

３　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認容器細目告示第57条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

４　ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第３項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137

自動車（欧州連合規則168／2013に規定するエンデューロ二輪自動車及びトライアル二輪自動車を除く。）には、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３の規則9. に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5. 及び6. に限る。）に適合するものとする。

一～三　（略）

５～９　（略）

（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）

**第98条**　高圧ガスを燃料とする自動車（第３項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

ただし、第２号から第14号までの規定は、圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には適用しない。

一～十四　（略）

十五　圧縮天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版17. に限る。）に定める基準に適合するものであること。ただし、圧縮天然ガスを燃料とする燃料装置が協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6. 4. から6. 11. までの規定に限る。）に適合するものであるときは、協定規則第110号の技術的な要件（同規則改訂版の規則17. 1. 2. に限る。）の規定は適用しない。

２　（略）

３　圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　（略）

ロ　容器再検査を受けたことのあるガス容器　次のいずれかに該当すること

⑴～⑶　（略）

⑷　国際相互承認容器細目告示第25条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

二～五　（略）

４　ガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第17条第３項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。この場合において、指定自動車等に備えられているガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

一　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、車両総重量が2.8ｔを超える自動車及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）にあっては、協定規則第137